

指定居宅介護支援事業者による介護予防支援について

- 1 指定居宅介護支援事業者が市の指定を受けて実施できるのは介護予防支援（介護予防サービス又は総合事業と介護予防サービスを含む）です。介護予防ケアマネジメント（総合事業）は実施できません。
- 2 指定介護予防支援事業者の指定を受けた指定居宅介護支援事業者が、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施することは可能です。
- 3 指定居宅介護支援事業者が行う支援内容が、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更となった場合は、地域包括支援センターによる契約及び居宅届の提出が必要です。

例) A 指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者・委託でない)が令和6年4月から通所型サービスと短期入所生活介護の利用者を担当していたが、令和6年6月は短期入所生活介護をキャンセルし、令和6年7月に再び短期入所生活介護を利用した場合

	5月	6月	7月
利用するサービス	・通所型サービス (総合事業) ・短期入所生活介護	・通所型サービス (総合事業)	・通所型サービス (総合事業) ・短期入所生活介護
	介護予防支援	介護予防ケアマネジメント	介護予防支援
担当事業者	A 指定居宅介護支援事業者	地域包括支援センター または委託により A 指定居宅介護支援事業者	A 指定居宅介護支援事業者
居宅届		地域包括支援センターが市へ提出	A 指定居宅介護支援事業者が市へ提出
		サービス変更が月末の場合 7月提出	

- ・ 居宅届の提出がサービス変更月の場合は通常の請求事務ができますが、サービス変更が月末に確定し、居宅届の提出がサービス変更月の翌月となった場合、月遅れ請求になります。

この事例の場合6月分の変更が月末確定となり、居宅届の提出が7月になれば国保連合会への請求は、8月以降になります。

- ・ 介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更する際は地域包括支援センターと契約が必要になります。あらかじめサービス利用開始時に利用者、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センターの三者において契約を行っておくと、変更時の負担軽減になります。

- 4 担当できる要支援者は指定した市町村の住民に限定されます。そのため筑紫野市から指定を受けている指定介護予防支援事業者は、他市町村の要支援者に介護予防支援を提供することはできません。

他市町村の要支援者の介護予防支援を担当する際は、他市町村の指定を受ける必要があります。

なお、他市町村の地域包括支援センターから委託を受けて他市町村の要支援者を担当することは可能です。

- 5 介護予防支援事業者の指定を受けた後、すでに地域包括支援センターから委託を受けて担当している利用者移行時のケアプラン作成については、下記①～④の条件を全て満たす場合、「軽微な変更」として取扱うことを可とします。1つでも満たさない場合、一連のケアマネジメント業務を行ってください。

- ①利用者の心身状況・環境に変化がないこと。
- ②担当する介護支援専門員に変更がないこと。
- ③ケアプランに変更がないこと。
- ④契約変更等、移行に関して利用者・家族が同意していること。

※今後、国の通知等によりこれらの取り扱いに関しては、変更となる場合があります。

お問い合わせ 筑紫野市役所高齢者支援課指定指導担当 電話 092-923-1111 〈内線453〉
